



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月31日
号外(3)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則

- ※滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会規則(広報課) 3
- ※滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会規則(商工政策課) 3
- ※滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会規則(技術管理課) 4
- ※滋賀県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則(行政経営推進課) 5
- ※滋賀県モーターボート競走事業会計規則等を廃止する規則(びわこボートレース局) 5

訓 令

企業庁訓令

病院事業庁訓令

議会訓令

○ 教育委員会教育長訓令

人事委員会訓令

監査委員訓令

労働委員会訓令

収用委員会訓令

- ※滋賀県情報処理規程の廃止(DX推進課) 6

訓 令

企業庁訓令

病院事業庁訓令

議会訓令

○ 教育委員会教育長訓令

人事委員会訓令

監査委員訓令

労働委員会訓令

警察本部訓令

- ※滋賀県人権施策推進本部設置規程の廃止(人権施策推進課) 7
- ※滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程の廃止(女性活躍推進課) 7

訓 令

企業庁訓令

病院事業庁訓令

○ 教育委員会教育長訓令

人事委員会訓令

監査委員訓令

警察本部訓令

- ※滋賀県デジタル社会推進本部設置規程の廃止(DX推進課) 8

訓 令

企業庁訓令

○ 病院事業庁訓令

教育委員会教育長訓令

警察本部訓令

※滋賀県子ども政策推進本部設置規程の廃止(子ども若者政策・私学振興課) 8

※滋賀県障害者雇用対策本部設置規程の廃止(労働雇用政策課) 9

※滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程の廃止(中小企業支援課) 9

※しがCO₂ネットゼロ推進本部設置規程の廃止(CO₂ネットゼロ推進課) 9

訓 令

○ **企業庁訓令**

教育委員会教育長訓令

※滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課) 10

訓 令

○ **教育委員会教育長訓令**

警察本部訓令

※滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程の一部改正(薬務課) 10

○ **訓 令**

※滋賀県文書管理規程の一部改正(県民活動生活課) 10

※万博推進室設置規程の廃止(企画調整課) 12

※新駅問題対策・特定プロジェクト推進室設置規程の一部改正(企画調整課) 12

※滋賀県公印規程の一部改正(総務課) 12

※滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程の一部改正(琵琶湖保全再生課) 13

※滋賀県土地問題協議会設置規程の一部改正(県民活動生活課) 13

※滋賀県同和对策本部設置規程の一部改正(人権施策推進課) 13

※鳥獣対策室設置規程の一部改正(自然環境保全課) 13

※滋賀県建設工事等契約審査委員会規程の一部改正(監理課) 14

※県東部地域公共交通支援室設置規程の廃止(交通戦略課) 14

※生物多様性戦略推進室設置規程の廃止(自然環境保全課) 14

※琵琶湖環境研究推進機構設置規程の一部改正(環境政策課) 14

※湖国環境保全推進会議設置規程の一部改正(環境政策課) 14

※滋賀県丹生水源地域整備推進室設置規程の一部改正(流域政策局) 15

※公園魅力向上推進室設置規程の廃止(都市計画課) 15

※彦根城世界遺産登録推進室設置規程の一部改正(文化財保護課) 15

○ **告 示**

※滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定め
規則第3条の規定による知事が指定する区域の一部改正(行政経営推進課) 15

※滋賀県知事印および滋賀県印の種類、形状、寸法、使用区分および管守区分の一部改正(総務課) 15

※滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱の一部改正(イノベーション推進課) 16

※滋賀県工業試験研究機関試験等取扱要綱の一部改正(イノベーション推進課) 17

※滋賀県窯業技術者養成要綱の一部改正(イノベーション推進課) 17

※滋賀県建設業者許可簿閲覧場所および閲覧規程の一部改正(監理課) 18

※解体工事業者登録簿の閲覧の場所等の一部改正(監理課) 18

※公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表の方法の一部改正
(監理課) 18

※滋賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧所閲覧規程の一部改正(監理課) 18

※滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則第2条の2の規定に基づく区域の指定の
一部改正(流域政策局) 18

※建築基準法施行規則第11条の3第1項に規定する書類の閲覧の場所および閲覧に関する規程の一部改
正(建築課) 19

※建築基準法第22条の規定による区域の指定の一部改正(建築課) 19

※建築基準法に基づく建築物の形態規制の一部改正(建築課) 19

※滋賀県宅地建物取引業者名簿閲覧所の場所の一部改正(住宅課) 19

※滋賀県不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所の一部改正(住宅課) 19

※滋賀県積立式宅地建物販売業者名簿閲覧所の場所の一部改正(住宅課) 19

※宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定の一部改正(住宅課)..... 19
 ※滋賀県開発登録簿閲覧等規則の一部改正(住宅課)..... 20
 ※滋賀県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく地域または区域の指定の一部改正(都市計
 画課)..... 20
 ※滋賀県屋外広告業者登録簿等閲覧規程の一部改正(都市計画課)..... 20
 ※滋賀県モーターボート競走事業出納取扱金融機関の指定の廃止(びわこボートレース局)..... 20

規 則

滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第44号

滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県知事公室建設工事等総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長および副委員長)

第2条 委員会に、委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、県の職員である委員のうちから知事が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。

5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。

6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第5条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、知事公室広報課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第45号

滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県商工労働部建設工事等総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長および副委員長)

第2条 委員会に、委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、県の職員である委員のうちから知事が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第5条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、商工労働部商工政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第46号

滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)第5条の規定に基づき、滋賀県交通まちづくり部建設工事等総合評価審査委員会(以下「委員会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長および副委員長)

第2条 委員会に、委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長および副委員長は、県の職員である委員のうちから知事が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(臨時委員)

第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、県の職員および学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。
3 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
4 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第5条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および臨時委員は、委員長が指名する。
3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会を代表する。
5 部会長は、特別の事項に関する調査審議を終了したとき、または委員長が求めるときは、その結果または経過を委員長に報告しなければならない。
6 委員会は、その議決により、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
(関係者の出席等)

第6条 委員長および部会長は、委員会および部会の議事に関して必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、交通まちづくり部交通まちづくり政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第47号

滋賀県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則(平成28年滋賀県規則第64号)の一部を次のように改正する。

表に次のように加える。

競走事業管理者	競走事業管理者が任命する職員
---------	----------------

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県モーターボート競走事業会計規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第48号

滋賀県モーターボート競走事業会計規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 滋賀県モーターボート競走事業会計規則（平成29年滋賀県規則第20号）
- (2) 滋賀県モーターボート競走実施規則（昭和55年滋賀県規則第13号）
- (3) モーターボート競走法第3条の規定に基づく事務の委託に関する規則（平成20年滋賀県規則第37号）
- (4) 滋賀県モーターボート競走電話投票実施規則（平成5年滋賀県規則第66号）
- (5) 滋賀県モーターボート競走キャッシュレス投票実施規則（令和4年滋賀県規則第64号）

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

訓	令
企 業 庁 訓	令
病 院 事 業 庁 訓	令
議 会 訓	令
教 育 委 員 会 教 育 長 訓	令
人 事 委 員 会 訓	令
監 査 委 員 訓	令
労 働 委 員 会 訓	令
収 用 委 員 会 訓	令

滋賀県訓令第7号

滋賀県企業庁訓令第2号

滋賀県病院事業庁訓令第2号

滋賀県議会訓令第2号

滋賀県教育委員会教育長訓令第3号

滋賀県人事委員会訓令第2号

滋賀県監査委員訓令第2号

滋賀県労働委員会訓令第2号

滋賀県収用委員会訓令第1号

滋賀県情報処理規程（平成20年滋賀県訓令第2号、滋賀県企業庁訓令第1号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第1号、滋賀県教育委員会教育長訓令第5号、滋賀県人事委員会訓令第1号、滋賀県監査委員訓令第1号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県収用委員会訓令第1号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三 日 月	大 造
滋賀県企業庁長	藤 原	久 美 子
滋賀県病院事業庁長	正 木	隆 義
滋賀県議会議長	目 片	信 悟
滋賀県教育委員会教育長	村 井	泰 彦
滋賀県人事委員会委員長	尾 賀	康 裕
滋賀県代表監査委員	河 瀬	隆 雄
滋賀県労働委員会会長	吉 田	和 宏
滋賀県収用委員会会長	田 口	勝 之

訓令
 企業庁訓令
 病院事業庁訓令
 議会訓令
 教育委員会教育長訓令
 人事委員会訓令
 監査委員訓令
 労働委員会訓令
 警察本部訓令

- 滋賀県訓令第8号
- 滋賀県企業庁訓令第3号
- 滋賀県病院事業庁訓令第3号
- 滋賀県議会訓令第3号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第4号
- 滋賀県人事委員会訓令第3号
- 滋賀県監査委員訓令第3号
- 滋賀県労働委員会訓令第3号
- 滋賀県警察本部訓令第12号

滋賀県人権施策推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第30号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第1号、滋賀県議会訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第14号、滋賀県人事委員会訓令第2号、滋賀県監査委員訓令第2号、滋賀県労働委員会訓令第1号、滋賀県警察本部訓令第21号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三日月	大造
滋賀県企業庁長	藤原	久美子
滋賀県病院事業庁長	正木	隆義
滋賀県議会議長	目片	信悟
滋賀県教育委員会教育長	村井	泰彦
滋賀県人事委員会委員長	尾賀	康裕
滋賀県代表監査委員	河瀬	隆雄
滋賀県労働委員会会長	吉田	和宏
滋賀県警察本部長	池内	久晃

- 滋賀県訓令第9号
- 滋賀県企業庁訓令第4号
- 滋賀県病院事業庁訓令第4号
- 滋賀県議会訓令第4号
- 滋賀県教育委員会教育長訓令第5号
- 滋賀県人事委員会訓令第4号
- 滋賀県監査委員訓令第4号
- 滋賀県労働委員会訓令第4号
- 滋賀県警察本部訓令第13号

滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程（平成18年滋賀県訓令第31号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第2号、滋賀県議会訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第15号、滋賀県人事委員会訓令第3号、滋賀県監査委員訓令第3号、滋賀県労働委員会訓令第2号、滋賀県警察本部訓令第22号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三日月	大造
滋賀県企業庁長	藤原	久美子
滋賀県病院事業庁長	正木	隆義

滋賀県議会議長	目	片	信	悟
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦
滋賀県人事委員会委員長	尾	賀	康	裕
滋賀県代表監査委員	河	瀬	隆	雄
滋賀県労働委員会会長	吉	田	和	宏
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 人 事 委 員 会 訓 令
 監 査 委 員 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第10号
 滋賀県企業庁訓令第5号
 滋賀県病院事業庁訓令第5号
 滋賀県教育委員会教育長訓令第6号
 滋賀県人事委員会訓令第5号
 滋賀県監査委員訓令第5号
 滋賀県警察本部訓令第14号

滋賀県デジタル社会推進本部設置規程（令和3年滋賀県訓令第8号、滋賀県企業庁訓令第4号、滋賀県病院事業庁訓令第4号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県人事委員会訓令第4号、滋賀県監査委員訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義	
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦	
滋賀県人事委員会委員長	尾	賀	康	裕	
滋賀県代表監査委員	河	瀬	隆	雄	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

訓 令
 企 業 庁 訓 令
 病 院 事 業 庁 訓 令
 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
 警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第11号
 滋賀県企業庁訓令第6号
 滋賀県病院事業庁訓令第6号
 滋賀県教育委員会教育長訓令第7号
 滋賀県警察本部訓令第15号

滋賀県子ども政策推進本部設置規程（令和5年滋賀県訓令第26号、滋賀県企業庁訓令第6号、滋賀県病院事業庁訓令第5号、滋賀県教育委員会教育長訓令第8号、滋賀県警察本部訓令第14号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子

滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃

滋賀県訓令第12号

滋賀県企業庁訓令第7号

滋賀県病院事業庁訓令第7号

滋賀県教育委員会教育長訓令第8号

滋賀県警察本部訓令第16号

滋賀県障害者雇用対策本部設置規程（平成27年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第15号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義	
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

滋賀県訓令第13号

滋賀県企業庁訓令第8号

滋賀県病院事業庁訓令第8号

滋賀県教育委員会教育長訓令第9号

滋賀県警察本部訓令第17号

滋賀県中小企業活性化推進本部設置規程（平成25年滋賀県訓令第3号、滋賀県企業庁訓令第3号、滋賀県病院事業庁訓令第3号、滋賀県教育委員会教育長訓令第4号、滋賀県警察本部訓令第9号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義	
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

滋賀県訓令第14号

滋賀県企業庁訓令第9号

滋賀県病院事業庁訓令第9号

滋賀県教育委員会教育長訓令第10号

滋賀県警察本部訓令第18号

しがCO₂ネットゼロ推進本部設置規程（平成20年滋賀県訓令第46号、滋賀県企業庁訓令第8号、滋賀県病院事業庁訓令第7号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号、滋賀県警察本部訓令第19号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事	三	日	月	大	造
滋賀県企業庁長	藤	原	久	美	子
滋賀県病院事業庁長	正	木	隆	義	
滋賀県教育委員会教育長	村	井	泰	彦	
滋賀県警察本部長	池	内	久	晃	

訓 令
企 業 庁 訓 令
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

滋賀県訓令第15号

滋賀県企業庁訓令第10号

滋賀県教育委員会教育長訓令第11号

滋賀県琵琶湖保全再生推進本部設置規程(平成27年滋賀県訓令第33号、滋賀県企業庁訓令第10号、滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造
滋賀県企業庁長 藤原 久美子
滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦

別表文化スポーツ部の項中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に、「文化財保護課長」を「観光政策局副局長 文化財保護課長」に改め、同表琵琶湖環境部の項中「下水道課長」を「上下水道課長」に、「自然環境保全課長」を「生物多様性保全課長」に改め、同表健康医療福祉部の項を次のように改める。

子ども若者部	子ども若者政策・私学振興課長
--------	----------------

別表商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「イノベーション推進課長 観光振興局副局長」を「イノベーション推進課長」に改め、同表土木交通部の項中「土木交通部」を「県土整備部」に、「交通戦略課長 道路保全課長 都市計画課長」を「道路保全課長」に改め、同項の次に次のように加える。

交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長 THEシガパーク推進課長
----------	--------------------------

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令
警 察 本 部 訓 令

滋賀県訓令第16号

滋賀県教育委員会教育長訓令第12号

滋賀県警察本部訓令第19号

滋賀県薬物乱用対策推進本部設置規程(昭和57年滋賀県訓令第13号、滋賀県教育委員会教育長訓令第3号、滋賀県警察本部訓令第12号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造
滋賀県教育委員会教育長 村井 泰彦
滋賀県警察本部長 池内 久晃

別表第1中「商工観光労働部長」を「商工労働部長」に改める。
別表第2商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

訓 令

滋賀県訓令第17号

滋賀県文書管理規程(平成17年滋賀県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第3の1本庁の項第1号中	「万博推進室 新駅問題対策・特定プロジェクト推進室	万博 新駅特」を
「特定プロジェクト推進室	特プ」に、	
「人事課	人	
人事課行幸啓室	行幸」を	
「人事課	人」に、	
「びわこボートレース局	びボ	
文化スポーツ部		
文化芸術振興課	文振」を	
文化芸術振興課美の魅力発信推進室	美発」	
「観光文化スポーツ部		
観光政策局	観政」に、	
文化芸術振興課	文振」	
「スポーツ課交流推進室	ス交流	
国スポ・障スポ大会局	国障ス」を	
国スポ・障スポ大会局競技力向上対策室	競対」	
「スポーツ課交流推進室	ス交流」に、	
「下水道課	下水」を	
「上下水道課	上下	
上下水道課上下水道政策室	上下政」に、	
「自然環境保全課	自	
自然環境保全課生物多様性戦略推進室	生多」を	
自然環境保全課鳥獣対策室	鳥獣」	
「生物多様性保全課	生多保	
生物多様性保全課鳥獣対策室	鳥獣」に、	
「障害福祉課	障福」を	
「障害福祉課	障福」に、「商工観光労働部」を「商工労働部」に、	
障害福祉課社会活動推進室	社活」	
「女性活躍推進課	女活」を	
観光振興局	観振」	
「女性活躍推進課	女活」に、「土木交通部」を「県土整備部」に、	
「用地事業支援課	用	
交通戦略課	交」を	
県東部地域公共交通支援室	東交支」	
「用地事業支援課	用」に、	
「道路保全課交通安全対策室	交対	
都市計画課	都計	
都市計画課公園魅力向上推進室	公魅」を	
住宅課	住	
建築課	建	
建築課建築指導室	建指」	
「道路保全課交通安全対策室	交対」に、	
「丹生水源地域整備推進室	丹生推」を	
「丹生水源地域整備推進室	丹生推	
交通まちづくり部		
交通まちづくり政策課	交まち	
交通まちづくり政策課事業推進室	交事推	
交通まちづくり政策課鉄道ネットワーク室	交鉄ネ	
THEシガパーク推進課	シパ推	に改め、同表の2地方機関の項中第39号
THEシガパーク推進課自然公園室	自公	

住宅課	住
建築課	建
建築開発課	建開

を削り、第38号を第39号とし、第37号を第38号とし、同号の前に次の1号を加える。

(37) 滋賀県北部産業技術共創センター 北産セ
別表第3の2地方機関の項第36号を次のように改める。

(36) 滋賀県南部産業技術共創センター 南産セ

別表第3の2地方機関の項中第35号を削り、第34号を第35号とし、第21号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 滋賀県ここ滋賀 こ

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第18号

万博推進室設置規程(令和6年滋賀県訓令第19号)は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県訓令第19号

新駅問題対策・特定プロジェクト推進室設置規程(平成18年滋賀県訓令第63号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

題名を次のように改める。

特定プロジェクト推進室設置規程

第1条中「新幹線新駅問題に係る支援および対策、」を削り、「新駅問題対策・特定プロジェクト推進室」を「特定プロジェクト推進室」に、「対策室」を「推進室」に改める。

第2条中「対策室」を「推進室」に、「次のとおり」を「地域整備のためのプロジェクトのうち、特に命ぜられた事業の推進および調整に関すること」に改め、同条各号を削る。

第3条第1項および第2項ならびに第4条から第6条までの規定中「対策室」を「推進室」に改める。

付 則

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の日の前日に新駅問題対策・特定プロジェクト推進室の室長、主席参事、主幹または主査を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、それぞれ特定プロジェクト推進室の室長、主席参事、主幹または主査を命ぜられたものとする。

3 この訓令の施行の日の前日に新駅問題対策・特定プロジェクト推進室に勤務を命ぜられている者は、この訓令の施行の際、別に発令のない限り、特定プロジェクト推進室に勤務を命ぜられたものとする。

滋賀県訓令第20号

滋賀県公印規程(昭和55年滋賀県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1中「文化スポーツ部長印」を「観光文化スポーツ部長印」に、「文化芸術振興課長」を「観光政策局長」に、「商工観光労働部長印」を「商工労働部長印」に、

「

土 木 交 通 部 長 印	監 理 課 長
---------------	---------

」を

「

県 土 整 備 部 長 印	監 理 課 長
交 通 ま ち づ くり 部 長 印	交 通 ま ち づ くり 政 策 課 長

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第21号

滋賀県琵琶湖水政対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第6条ただし書中「土木交通部流域政策局」を「県土整備部流域政策局」に改める。

別表知事公室の項中「防災危機管理局長」の右に「、広報課長」を加え、同表文化スポーツ部の項中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に、「文化芸術振興課長」を「観光政策局長」に改め、同表琵琶湖環境部の項中「技監(下水道担当)」を「技監(上下水道担当)」に、「下水道課長」を「上下水道課長」に、「自然環境保全課長」を「生物多様性保全課長」に改め、同表健康医療福祉部の項中「、生活衛生課長」を削り、同表商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、「、観光振興局長」および「、観光振興局副局長」を削り、同表土木交通部の項中「土木交通部」を「県土整備部」に改め、「、都市計画課長、住宅課長、建築課長」を削り、同項の次に次のように加える。

交通まちづくり部	次長、交通まちづくり政策課長、THEシガパーク推進課長、建築開発課長
----------	------------------------------------

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第22号

滋賀県土地問題協議会設置規程(昭和48年滋賀県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1中「文化スポーツ部長」を「観光文化スポーツ部長」に、「商工観光労働部長」を「商工労働部長」に、「土木交通部長」を「県土整備部長 交通まちづくり部長」に改める。

別表第2中「市町振興課長」を「市町振興課長 観光政策局副局長」に、「下水道課長」を「上下水道課長」に、「自然環境保全課長」を「生物多様性保全課長」に、「イノベーション推進課長 観光振興局副局長」を「イノベーション推進課長」に、「交通戦略課長 道路整備課長 道路保全課長 都市計画課長 住宅課長」を「道路整備課長 道路保全課長」に、「砂防室長」を「砂防室長 交通まちづくり政策課長 THEシガパーク推進課長 住宅課長 建築開発課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第23号

滋賀県同和対策本部設置規程(昭和42年滋賀県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条第5項中「理事(人権・同和担当)」を「管理監(人権・同和担当)」に改める。

別表総合企画部の項中「理事(人権・同和担当)」を「管理監(人権・同和担当)」に改め、同表文化スポーツ部の項中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に、「文化芸術振興課長」を「観光政策局長」に改め、同表琵琶湖環境部の項中「下水道課長」を「上下水道課長」に改め、同表商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同表土木交通部の項中「土木交通部」を「県土整備部」に、「道路整備課長 都市計画課長 住宅課長」を「道路整備課長」に改め、同項の次に次のように加える。

交通まちづくり部	部長 交通まちづくり政策課長 住宅課長
----------	---------------------

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第24号

鳥獣対策室設置規程(平成24年滋賀県訓令第16号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条および第5条中「琵琶湖環境部自然環境保全課」を「琵琶湖環境部生物多様性保全課」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第25号

滋賀県建設工事等契約審査委員会規程（昭和31年滋賀県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第4条第1項中「土木交通部長」を「県土整備部長、交通まちづくり部長」に、「土木交通部次長および琵琶湖環境部技監（下水道担当）」を「県土整備部次長、交通まちづくり部次長および琵琶湖環境部技監（上下水道担当）」に改める。

第5条第2項および第4項中「土木交通部長」を「県土整備部長」に改める。

第6条第3項中「土木交通部長」を「県土整備部長、交通まちづくり部長」に、「土木交通部次長、琵琶湖環境部技監（下水道担当）」を「県土整備部次長、交通まちづくり部次長、琵琶湖環境部技監（上下水道担当）」に改め、「技術管理課長」の右に「、交通まちづくり政策課長」を加え、同条第4項中「および土木交通部」を「、県土整備部および交通まちづくり部」に改める。

第7条第1項中「土木交通部長」を「県土整備部長」に改め、同条第2項中「土木交通部次長」を「交通まちづくり部長」に改め、同条第3項中「、企業庁ならびに病院事業庁」を「ならびに企業庁、病院事業庁およびびわこポートレース事業庁」に改める。

第9条ならびに第11条第1項および第2項中「土木交通部監理課」を「県土整備部監理課」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第26号

県東部地域公共交通支援室設置規程（平成31年滋賀県訓令第14号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県訓令第27号

生物多様性戦略推進室設置規程（平成26年滋賀県訓令第11号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県訓令第28号

琵琶湖環境研究推進機構設置規程（平成26年滋賀県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

別表第1中「商工観光労働部長」を「商工労働部長」に改める。

別表第2中「工業技術総合センター所長」を「南部産業技術共創センター所長」に、「東北部工業技術センター所長」を「北部産業技術共創センター所長」に改める。

別表第3琵琶湖環境部の項中「循環社会推進課長」を「循環社会推進課長 上下水道課長」に改め、同表健康医療福祉部の項中「健康危機管理課長 生活衛生課長」を「健康危機管理課長」に改め、同表商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第29号

湖国環境保全推進会議設置規程（平成10年滋賀県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

別表第1中「文化スポーツ部次長」を「観光文化スポーツ部次長」に、「商工観光労働部次長」を「商工労働部次長」に、「土木交通部次長」を「県土整備部次長 交通まちづくり部次長」に改める。

別表第2文化スポーツ部の項を次のように改める。

観光文化スポーツ部	観光政策局副局長 文化財保護課長
-----------	------------------

別表第2琵琶湖環境部の項中「下水道課長」を「上下水道課長」に、「自然環境保全課長」を「生物多様性保全課長」に改め、同表商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「イノベーション推進課長 観光振興局副局長」を「イノベーション推進課長」に改め、同表土木交通部の項中「土木交通部」を「県土整備部」に、「交通戦略課長 道路整備課長 道路保全課長 都市計画課長 住宅課長 建築課長」を「道路整備課長 道路保全課長」に改め、同項の次に次のように加える。

交通まちづくり部	交通まちづくり政策課長 THEシガパーク推進課長 住宅課長 建築課長 建築開発課長
----------	---

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第30号

滋賀県丹生水源地域整備推進室設置規程（平成29年滋賀県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条中「土木交通部」を「県土整備部」に改める。

第5条中「土木交通部流域政策局」を「県土整備部流域政策局」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県訓令第31号

公園魅力向上推進室設置規程（平成30年滋賀県訓令第13号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県訓令第32号

彦根城世界遺産登録推進室設置規程（令和2年滋賀県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条および第5条中「文化スポーツ部文化財保護課」を「観光文化スポーツ部文化財保護課」に改める。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第170号

令和7年滋賀県告示第138号（滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則第3条の規定による知事が指定する区域）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

「滋賀県土木交通部住宅課」を「滋賀県交通まちづくり部建築開発課」に改める。

滋賀県告示第171号

昭和43年滋賀県告示第247号（滋賀県知事印および滋賀県印の種類、形状、寸法、使用区分および管守区分）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第5号滋賀県知事印の項の表主用途の項中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に改める。
 第8号滋賀県知事印の項の表主用途の項中「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第172号

滋賀県工業試験研究機関試験研究等設備使用要綱(昭和61年滋賀県告示第173号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に、「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に改める。

別表第1項中「工業技術総合センター設備使用料」を「南部産業技術共創センター設備使用料」に改め、同項第1号の表電気・磁気環境機器の部中

耐電圧試験システム	高電圧	1,010 円
	低電圧	330

を

耐電圧試験システム	低電圧	330 円
-----------	-----	-------

に改め、同表精

密測定機器の部三次元測定機の款、表面粗さ測定機の款および万能測長機の款からオートコリメータの款までを削り、同部に次のように加える。

精密計測用恒温室	1,000
高精度三次元座標測定機	3,440
自動分光エリプソメータ	4,310
触針計	2,940
非接触微細形状測定機	6,750
表面性状測定機	2,730

別表第1項第1号の表環境機器の部塩水噴霧・キャス試験機の款ならびに分析機器の部液体クロマトグラフの款およびGPCシステムの款を削り、同部に次のように加える。

U H P L C ・ G P C システム	3,180
グルコース測定装置	1,110
フラッシュ法熱物性測定装置	3,000
フラッシュ法熱物性測定装置(低温)	4,410

別表第1項第1号の表化学試料調整機器の部に次のように加える。

高速試料粉碎機	1,250
---------	-------

別表第1項第1号の表工作機器の部切断機の款薄板専用プラズマ切断機の項を削り、同部中フライス盤の款を削り、

金属粉末積層造形装置 (DED方式)	3,900
-----------------------	-------

を、

金属粉末積層造形装置 (DED方式)	3,900
-----------------------	-------

に改め、同部に次のように加える。

高精細樹脂3Dプリンタ	6,010 1時間増すごとに3,360
-------------	------------------------

マシニングセンタ	3,430
----------	-------

別表第1項第2号の表に次のように加える。

高精細樹脂3Dプリンタ	3Dプリンタ用材料	100グラムにつき5,870
-------------	-----------	----------------

別表第1項第3号の表試験・測定機器の部走査型電子顕微鏡の款およびSEM用元素分析装置の款を削り、同部に次のように加える。

分析機能付き走査型電子顕微鏡	3,750
----------------	-------

別表第2項中「東北部工業技術センター設備使用料」を「北部産業技術共創センター設備使用料」に改め、同項第1号の表精密測定機器の部中万能投影機の款を削り、

三次元測定機	1,400
--------	-------

を

三次元測定機	1,400 ^円
--------	--------------------

に改め、同表環

境機器の部に次のように加える。

小型恒温恒湿槽	850
	1時間増すごとに210
大型恒温槽	940
	1時間増すごとに280

別表第2項第1号の表分析機器の部電磁波シールド測定装置の款、物性評価機器の部動的粘弾性測定装置(常温)の款および動的粘弾性測定装置(低温)の款、化学試料調整機器の部マイクロトームの款および滅菌用オートクレーブの款ならびに工作機器の部フライス盤の款を削り、同部に次のように加える。

3Dプリンタ(光造形方式3Dプリンタ)	1,500
---------------------	-------

別表第2項第1号の表繊維試験機器の部燃焼試験装置の款、繊維加工機器の部マルチコータの款およびコンピュータシステム機器の部ガジェットプリンタの款を削り、同項第2号の表に次のように加える。

光造形方式3Dプリンタ	3Dプリンタ用材料	10立方センチメートルにつき280
-------------	-----------	-------------------

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第173号

滋賀県工業試験研究機関試験等取扱要綱(昭和61年滋賀県告示第174号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条中「工業技術総合センター」を「南部産業技術共創センター」に、「東北部工業技術センター」を「北部産業技術共創センター」に改める。

別表第1項中「工業技術総合センター試験等手数料」を「南部産業技術共創センター試験等手数料」に改め、同表第2項中「東北部工業技術センター試験等手数料」を「北部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第174号

滋賀県窯業技術者養成要綱(昭和48年滋賀県告示第129号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第1条中「滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場」を「滋賀県南部産業技術共創センター信楽窯業技術

試験場」に改める。

第3条中「滋賀県工業技術総合センター所長」を「滋賀県南部産業技術共創センター所長」に改める。

別記様式第2号中「滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場研修生」を「滋賀県南部産業技術共創センター信楽窯業技術試験場研修生」に改める。

別記様式第3号中 「滋賀県工業技術総合センター 信楽窯業技術試験場 (専 攻) 科」 を 「滋賀県南部産業技術共創センター 信楽窯業技術試験場 (専 攻) 科」 に、「滋賀県工業技術総合センター所長」を「滋賀県南部産業技術共創センター所長」に改める。

付 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある改正前の別記様式第2号および別記様式第3号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第175号

滋賀県建設業者許可簿閲覧場所および閲覧規程(昭和49年滋賀県告示第501号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条中「滋賀県土木交通部監理課」を「滋賀県県土整備部監理課内」に改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第176号

平成13年滋賀県告示第336号(解体工事業者登録簿の閲覧の場所等)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1項中「滋賀県土木交通部監理課」を「滋賀県県土整備部監理課」に改める。

滋賀県告示第177号

平成13年滋賀県告示第220号(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表の方法)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2号中カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ びわこボートレース事業庁

滋賀県告示第178号

滋賀県浄化槽工事業者登録簿閲覧所閲覧規程(昭和60年滋賀県告示第511号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条中「滋賀県土木交通部監理課」を「滋賀県県土整備部監理課」に改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第179号

平成20年滋賀県告示第261号(滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例施行規則第2条の2の規定に基づく区域の指定)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

「滋賀県土木交通部河港課」を「滋賀県県土整備部流域政策局」に、「湖北地域振興局長浜建設管理部」を「長浜土

木事務所」に改める。

滋賀県告示第180号

建築基準法施行規則第11条の3第1項に規定する書類の閲覧の場所および閲覧に関する規程(昭和46年滋賀県告示第199号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

第2条第1号中「滋賀県土木交通部建築課建築指導室」を「滋賀県交通まちづくり部建築開発課」に改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第181号

平成16年滋賀県告示第76号(建築基準法第22条の規定による区域の指定)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

「滋賀県土木交通部建築課建築指導室」を「滋賀県交通まちづくり部建築開発課」に改める。

滋賀県告示第182号

平成16年滋賀県告示第77号(建築基準法に基づく建築物の形態規制)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

「滋賀県土木交通部建築課建築指導室」を「滋賀県交通まちづくり部建築開発課」に改める。

滋賀県告示第183号

昭和40年滋賀県告示第85号(滋賀県宅地建物取引業者名簿閲覧所の場所)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

「滋賀県土木交通部住宅課」を「滋賀県交通まちづくり部住宅課」に改める。

滋賀県告示第184号

平成29年滋賀県告示第445号(滋賀県不動産特定共同事業者名簿閲覧所の場所)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

「滋賀県土木交通部住宅課」を「滋賀県交通まちづくり部住宅課」に改める。

滋賀県告示第185号

平成12年滋賀県告示第189号(滋賀県積立式宅地建物販売業者名簿閲覧所の場所)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大造

「滋賀県土木交通部住宅課」を「滋賀県交通まちづくり部住宅課」に改める。

滋賀県告示第186号

令和7年滋賀県告示第145号(宅地造成等工事規制区域および特定盛土等規制区域の指定)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

「滋賀県土木交通部住宅課」を「滋賀県交通まちづくり部建築開発課」に改める。

滋賀県告示第187号

滋賀県開発登録簿閲覧等規則(昭和45年滋賀県告示第268号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1条の2第1号中「土木交通部住宅課」を「交通まちづくり部建築開発課」に改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第188号

令和4年滋賀県告示第410号(滋賀県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく地域または区域の指定)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1項第2号イ、第6項第2号イ、第7項第2号および第8項第2号中「滋賀県土木交通部都市計画課」を「滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課」に改める。

滋賀県告示第189号

滋賀県屋外広告業者登録簿等閲覧規程(平成17年滋賀県告示第463号)の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第2条中「滋賀県土木交通部都市計画課」を「滋賀県交通まちづくり部交通まちづくり政策課」に改める。

付 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

滋賀県告示第190号

平成29年滋賀県告示第184号(滋賀県モーターボート競走事業出納取扱金融機関の指定)は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

滋賀県知事 三日月 大 造